

## 顧問先各位

<ご一読推薦者>

- 経営者
- 経理担当者
- 従業員

初鹿会計事務所（認定経営革新等支援機関）

〒400-0043

山梨県甲府市国母 8 丁目 4 番 40 号

T E L 055-220-6885

F A X 055-220-6887

U R L <https://www.hatsushika-kaikei.com/>

新型コロナウイルス関連情報 <https://www.hatsushika-kaikei.com/blog/news/p1950/>

## 納付書送付取りやめについて

税務署から案内があったと思いますが、6 月納期到来分からの納付書の事前送付が取りやめとなります。本稿では、納付書以外の代替納付方法についてご案内いたします。

### 納付書送付取りやめ対応

国税庁では、令和 6 年 5 月以降に送付する分※から、e-Tax により申告書を提出している法人の方など(当事務所の顧問先様はすべて該当) に対して、納付書の事前の送付を取りやめることとなりました。つきましては、以下代替となる納付方法のうち主要なものをご案内いたします。今後納付の一助になればと存じます。従来通りの納付書の作成も可能です。

※令和 6 年 5 月以降に送付する分

法人・・・令和 6 年 6 月末納期到来分より(確定申告、予定納付)

個人・・・令和 6 年第 1 期分より

□代替納付方法の紹介

納付方法	内容	手続き	備考
ダイレクト納付 (e-Tax による 口座振替)	e-Tax で操作することにより、あらかじめ登録した預金口座からの引き落としにより納付することができる方法。即時納付、納期限までの期日指定をして納付することも可能。	e-Tax の利用登録と、税務署へ事前に預金口座を届け出ておく必要有り。 事務所での申告後、e-Tax により振替日を指定し納付。	・全税目対象 ・手数料不要 ・領収証は発行されない
インターネット バンキング① (登録方式)	「申告書データ」や「納付情報データ」を送信した後又は処分通知書等を受信した後に、送信又は受信した納付情報等に対応する納付区分番号を使用して電子納税を行う方式	税目、納付の目的となる課税期間、申告区分、納付金額等の納付情報データ(納付情報登録依頼)を作成し、e-Tax に送信して事前に登録した上で、インターネットバンキングを用いて	・全税目対象 ・金融機関への手数料を要す ・領収証は発行されない ・インターネットバンキング利用 ・要 e-Tax 手続き

		納付	
インターネットバンキング② (入力方式)	e-Tax に納付情報データの登録は行わず、登録方式の場合の納付区分番号に相当する番号と、ご自身で納付目的コードを作成して電子納税を行う方式	納税者が「税目番号、申告区分コード、元号コード、課税期間」を作成し、e-Tax に送信し事前登録した上で、インターネットバンキングを用いて納付	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全税目対象</li> <li>・金融機関への手数料を要す</li> <li>・領収証は発行されない</li> <li>・インターネットバンキング利用</li> <li>・要 e-Tax 手続き</li> </ul>
ATM での納付	インターネットバンキング②(入力方式) で作成する、収納機関番号(5桁)、e-Tax の利用者識別番号(ID)(12桁)、確認番号(6桁)、納付区分番号(7桁) の4つの番号を、金融機関の ATM で入力することにより、預金口座から又は現金で納付する方法		<ul style="list-style-type: none"> <li>・全税目対象</li> <li>・金融機関への手数料を要す</li> <li>・領収証は発行されない</li> <li>・インターネットバンキング契約不要</li> </ul>
クレジットカード納付	インターネット上でのクレジットカード支払の機能を利用して、国税庁長官が指定した納付受託者(トヨタファイナンス株式会社)へ、国税の納付の立替払いを委託することにより国税を納付する方法	e-Tax から「国税クレジットカードお支払サイト」にリンクしてカード情報等を入力することにより、クレジットカードで納付	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全税目対象</li> <li>・一部の税目(源泉所得税等)は直接納付が出来ない</li> <li>・決済手数料がかかる。納付税額1万円ごとに76円(税別)</li> <li>・1度の手続きにつき1,000万円未満※カード限度枠も考慮が必要</li> </ul>
スマホアプリ納付	国が指定したスマートフォン決済専用の Web サイト(国税スマートフォン決済専用サイト)から、納税者が利用可能な Pay 払いを選択し、納付受託者に納付を委託する方法		<ul style="list-style-type: none"> <li>・全税目対象</li> <li>・納付しようとする金額が30万円以下の場合のみ</li> <li>・納付限度額が30万円以下のため適さない</li> </ul>
◎納付書の作成	従来通り		

詳しい内容、ご不明な点等ございましたら、お気軽に窓口担当者までお問い合わせください。